

令和2年4月30日

東海村在住者の雇用主 様

東海村長 山田 修
(公印省略)

保育施設等の登園・利用自粛要請に伴う被雇用者の休暇取得等 への御配慮について（再依頼）

日頃から、東海村の福祉行政に対する格別の御理解と、令和2年4月17日付け
でお願い申し上げておりました「保育施設等の登園・利用自粛要請に伴う被雇用者
の休暇取得等」に御協力を賜っておりますことに心から感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、全都道府県に出されました「緊急事
態宣言」の期限である5月6日（水）が迫る中、その後の措置については不明であ
りますが、東海村としましては、県内や周辺市町村の感染状況やウイルスの感染力
を考慮した場合、今後の感染拡大防止のためにも保育所（園）・認定こども園など
の保育施設や学童クラブを利用されている保護者の皆さまに対し、5月31日（日）
までの間、引き続き、保育施設等の登園・利用自粛をお願いさせていただくことと
いたしました。

雇用主の皆さまにおかれましては、事態の収束が見通せない状況にある中で、こ
のようなお願いをすることは非常に心苦しいところではございますが、「保育施設
等の登園・利用自粛」に応じて、東海村在住の被雇用者が自宅で保育を行うための
休暇取得や在宅勤務について引き続き、御配慮を賜りたく改めてお願い申し上げる
次第です。

この度の対応は、飛沫感染や接触感染のリスクが高くなる「密閉空間」「密集場
所」「密接場面」の3つの条件が重ならないよう、子どもたちの健康と安全を最優
先に考えた上で保育施設等の過密状態を回避するためのものであり、地域全体で新
型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための行動の一つとしてお願いするも
のでありますことから、何卒、その趣旨を御理解くださるよう重ねてお願い申し上
げます。

【問合せ先】

東海村福祉部 子育て支援課

電話 029-282-1711 (代表)